

令和6年度 江東区障害福祉サービス事業者等集団指導 運営指導における主な指摘事項について (児童通所系)

江東区障害福祉部障害者施策課
指導検査係



目次

1 人員及び運営の基準

- (1) 人員基準
- (2) 個別支援計画
- (3) サービス提供の記録
- (4) 利用者負担額の受領
- (5) 定員の遵守
- (6) 安全計画の策定等
- (7) 自動車を運行する場合の所在確認
- (8) 事業所の支援プログラムの作成・公表

2 報酬関係



1 人員及び運営の基準

(1) 人員基準（児童発達支援・放課後等デイサービス事業所）

※主に重症心身障害児以外を通わせる事業所

別表	人員数	備 考
管理者	1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (管理運営上支障がない場合は他職務との兼務可)
児童発達支援管理 責任者	1人以上	1人以上は常勤かつ専任 (管理運営上支障がない場合は管理者との兼務可)
児童指導員又は 保育士	2人以上	1人以上は常勤 利用合計数が以下の区分に応じて定める数以上 1) 障害児の数が10名まで 2人以上 2) 障害児の数が10名を超えて5名又はその端数を増すごとに1人を加えて 得た数以上
機能訓練担当職員	必要に応じて	機能訓練を行う場合に配置
看護職員	必要に応じて	医療的ケアを行う場合に配置

※主として重症心身障害児を通わせる事業所の従業者の基準については、以下の人員を各々1人以上配置することとされている。

- ・ 嘱託医
- ・ 看護職員
- ・ 児童指導員又は保育士
- ・ 機能訓練担当職員（機能訓練を行わない時間帯については、配置しないことができる。）



(1) 人員基準 (児童発達支援センター)

別表	人員数	備 考
管理者	1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者 (管理運営上支障がない場合は他職務との兼務可)
児童発達支援管理責任者	1人以上	原則として専ら当該事業所の職務に従事する者 (管理運営上支障がない場合は管理者との兼務可)
児童指導員及び保育士	それぞれ 1人以上	児童発達支援単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ※機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること
嘱託医	1人以上 (*)	*精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者
栄養士	1人以上 (*)	*障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる
調理員	1人以上 (*)	*調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
機能訓練担当職員	必要に応じて	機能訓練を行う場合に配置
看護職員	必要に応じて	医療的ケアを行う場合に配置
診療所に必要とされる従業者 (*)	医療法に定める必要数 (*)	*治療を行う場合に限る。上記(管理者から看護職員まで)の人員に加えて配置。

※令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、福祉型・医療型の類型が一元化され、福祉型における3類型(障害児、難聴児、重症心身障害児)の区分も一元化となり、人員基準(令和9年3月31日まで)、設備基準(当分の間)に経過措置期間が設けられています。



(1) 人員基準（保育所等訪問支援）

別表	人員数	備 考
管理者	1人	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する者
児童発達支援管理責任者	1人以上	原則として専ら当該事業所の職務に従事する者
訪問支援員	必要数	訪問支援を行うために必要な数の人員を配置

※管理者・児童発達支援管理責任者・訪問支援員の中で兼務することは可能。ただし、3つの職種を兼務することはできません。

◆主な指摘事例

事例① 児童発達支援管理責任者が不在になったにもかかわらず、人員欠如の減算を算定していない。

▶▶児童発達支援管理責任者が不在となった場合、不在となった翌々月からその不在が解消された月まで、人員欠如(児童発達支援管理責任者)の減算を算定する。

▶▶減算割合

- ・減算適用1月目から4月目 → 基本報酬の70％に減算
- ・減算適用5月目以降 → 基本報酬の50％に減算



◆主な指摘事例

事例② 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児以外を通わせる事業所・定員10人）の場合、児童指導員・保育士を2名配置していない日がある。

▶▶児童指導員・保育士の員数が基準で配置すべき員数を下回る場合、人員欠如（児童指導員及び保育士）の減算を算定する。

▶▶基準を満たさない範囲が

- ▷1割を超えている → 翌月から当該状態が解消された月まで
- ▷1割以内の範囲内 → 翌々月から当該状態が解消された月まで

▶▶減算割合

- ▷減算適用1月目から2月目 → 基本報酬の70％に減算
- ▷減算適用3月目以降 → 基本報酬の50％に減算

注意事項

▶▶児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算を算定している事業所の場合、基準となる人員が欠如した場合、算定はできない。

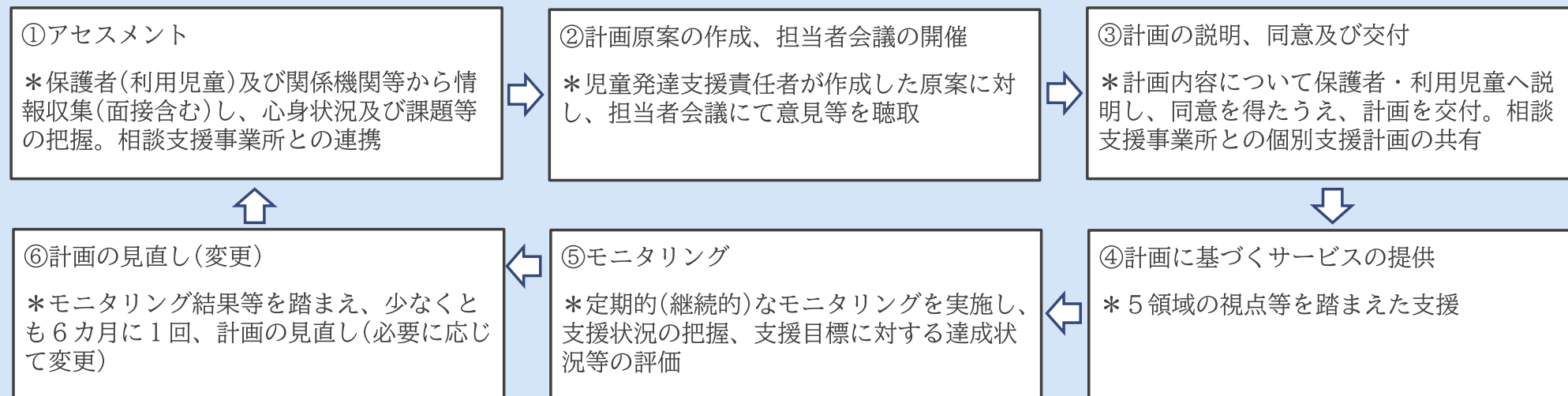
※令和4年3月31日付3福保障施第3640号（改正令和4年4月19日4福保障施第304号）「障害児通所支援事業における児童発達支援管理責任者の欠如時における児童指導員等加配加算等の算定について（通知）」

▶▶人員欠如や加算変更等については、速やかに東京都へ相談したうえ、届出等を行うようお願いします。



（２）個別支援計画 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

【計画作成の流れ】



◇計画作成の手順◇

①アセスメント

- ▶▶保護者(障害児)との面接を実施
- ▶▶本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえ、障害児の基本情報の把握し課題の抽出等を行う
- ▶▶アセスメント内容の記録(心身状況及び課題、面談日など)



②計画原案の作成、担当者会議の開催

- ▶▶児童発達支援管理責任者がアセスメントに基づき、計画原案を作成する
 - ▷作成年月日、作成者名、利用者名等の必要事項
 - ▷保護者と障害児の生活に対する意向、総合的な支援方針、目標(長期・短期)、支援提供時間(曜日・頻度・時間)
 - ▷支援目標、支援内容(5領域との関連性等含む)、達成時期等
 - ▷生活全般の質を向上させるための課題、加算に関する支援内容、サービスを提供する上での留意事項等
 - ▷詳細な支援に係る計画時間、延長支援時間等
- ▶▶実際の支援にあたるサービス担当者等を招集して会議を開催し、計画案に対する意見等を求める
 - ▷会議開催の日時、参加者、担当者からの意見等を記録すること

③計画の説明、同意及び交付

- ▶▶通所給付決定保護者(障害児)に説明し、文書により同意を得て交付する

④サービスの提供

- ▶▶5領域の視点等を網羅した支援、計画への位置付けが必要な支援(加算要件等)の提供

⑤モニタリング

- ▶▶定期的(継続的)に通所給付決定保護者(障害児)と面接を実施し、モニタリング結果を記録する

⑥計画の見直し(変更)

- ▶▶モニタリング結果等を踏まえ、少なくとも6カ月に1回、計画を見直し必要に応じて変更する

◆主な指摘事例

事例 個別支援計画が未作成である。又は作成が遅れている。

▶▶個別支援計画を作成せずに利用を開始した場合、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで個別支援計画未作成減算を算定する。

▶▶減算割合

- ▷減算適用1月目から2月目 → 基本報酬の70%に減算
- ▷減算適用3月目以降 → 基本報酬の50%に減算



(3) サービス提供の記録

- ▶▶サービス提供の記録については、以下の事項に留意し記録すること
 - ▷サービス提供日、サービスの具体的内容(支援内容、障害児の状況)、実績時間数等
 - ▷給付費算定や利用者負担額に係る具体的内容(加算に係る支援、おやつ提供、送迎利用の有無等)
 - ▷サービス提供内容の確認(保護者の署名等) ※「サービス提供実績記録票」とは別に記録し確認を得ること

(4) 利用者負担額の受領

- ▶▶利用者負担額については、直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払いを求めることが適当である費用に限られるため、以下の事項に留意し受領すること
 - ▷事前に重要事項説明書等で説明し同意を得たうえ、実費相当額の範囲内で費用を徴収すること
 - ※給付費(人件費等)に含むもの、曖昧な名目の費用(お世話料、管理協力費等)は徴収不可
 - ▷費用明細等を保管し、支払いを受けた場合には、領収証(銀行振込含む)を交付すること
 - ※費用明細は、領収証・請求書のいずれかで内訳を明確にすること

(5) 定員の遵守

- ▶▶サービスの提供に支障が生じることのないよう、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入は原則禁止されている
 - ※定員超過利用減算にならない範囲であれば受入可能というわけではない

◆主な指摘事例

事例 定員10人の事業所において、以下のいずれかに該当する場合、定員超過利用減算を算定していない。

- ▶▶1日の利用障害児が15人を超える場合
- ▶▶過去3か月の延べ利用障害児数が、13人×開所日数を超える場合
- ▶▶減算割合
 - ▷所定単位数の70%を算定



(6) 安全計画の策定等 ※令和5年4月1日より義務化

- ▶▶安全計画については、以下の事項に留意して策定すること。また、計画の定期的な見直し、必要に応じて変更すること
 - ▷施設の整備等の安全点検
 - ▷施設等での活動(施設外活動を含む)における職員や児童に対する安全確保のための指導
 - ▷職員への研修や訓練等の年間スケジュール
 - ▷職員への周知、定期的な研修及び訓練の実施
 - ▷保護者に対して安全計画に基づく取組の周知

(7) 自動車を運行する場合の所在確認 ※令和5年4月1日より義務化

- ▶▶送迎時において、降車時等に点呼により利用者の所在を必ず確認すること
【確認方法(例)】
 - ▷当日の乗車名簿を作成し、名前や人数と突合
 - ▷複数職員で声出しなど、確実な点呼を実施
 - ▷バス乗降アプリや欠席アプリの活用
 - ▷複数の職員が個別に車内確認
 - ▷点検実施済の可視化
- ▶▶「安全管理マニュアル」の作成
複数の目で複数回確認できるように業務に組み込み、正確な情報を複数人で確認する体制を構築すること
- ▶▶送迎車両への安全装置の設置 ※P.11参照



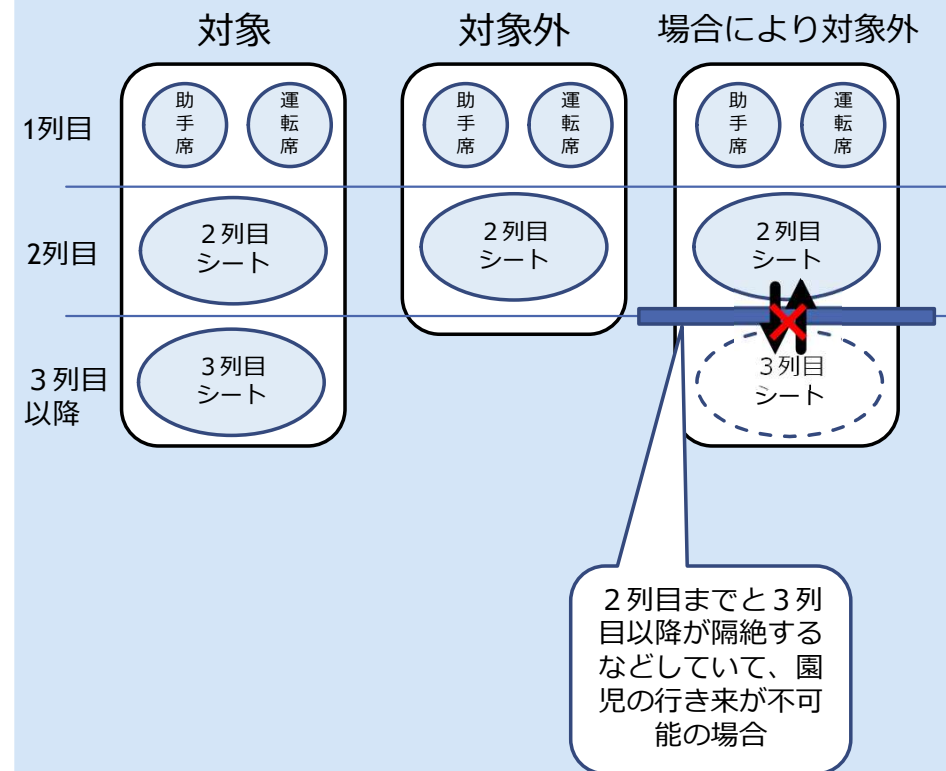
・ 降車時確認式の装置



・ 自動検知式の装置



・ 安全装置義務付けの対象となる車両



(8) 事業所の支援プログラムの作成・公表 ※主な対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

- ▶▶5 領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を策定し、インターネットの利用その他方法により公表すること

※令和6年4月1日から努力義務化(令和7年3月31日まで経過措置期間を設け、支援プログラム未公表減算の適用も同様とする)

- ▶▶支援プログラムについては、以下の事項に留意し作成すること

- ▷全職員が、事業所の理念や支援方針、提供する支援等について共通理解を深めるための役割
- ▷事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割
- ▷事業所における基本情報や支援内容等を網羅した項目の記載

※作成にあたっては、「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引き(こども家庭庁)」等を参照してください

- ▶▶支援プログラム公表・届出について

- ▷インターネットの利用その他方法により、広く公表すること
- ▷公表方法及び公表内容の届出については、東京都が指定提出先(東京都福祉保健財団)に提出すること



2 報酬関連

(1) 児童指導員等加配加算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

▶▶児童指導員等加配加算は、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態(常勤専従・常勤換算)及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定する

※施設基準、配置形態(*)、区分に応じて所定単位は異なります

*配置形態

- ①「常勤専従・経験5年以上」
- ②「常勤専従・経験5年未満」
- ③「常勤換算・経験5年以上」
- ④「常勤換算・経験5年未満」
- ⑤「その他の従業者を配置」

▶▶主な要件等

▷基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置(常勤専従又は常勤換算)していること

※児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(心理学修了等)、視覚障害児支援担当職員(研修修了等)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修修了者)をいう。また、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

▷経験年数は、児童福祉事業(幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む)に従事した経験年数とする
なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

▷常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位を算定する



(2) 専門的支援体制加算、専門的支援実施加算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

▶▶専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合にそれぞれ算定する

※両加算を併せてとることが可能。また、専門的支援体制加算は、施設基準、区分に応じて所定単位は異なります。

▶▶専門的支援体制加算の主要要件等

▷基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等を1以上配置(常勤換算)していること

※理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(*)、児童指導員(*)、心理担当職員(心理学修了等)又は視覚障害児支援担当職員(研修修了等) *保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限り

▶▶専門的支援実施加算の主要要件等

▷理学療法士等を配置(常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可)

▷理学療法士等が、個別支援計画を踏まえた専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成する

※計画の実施状況、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

なお、計画の作成(見直し)に当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること

▷専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)又は基準人員を配置した上での小集団(2まで)の組み合わせによる実施も可とする。

※専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること

▷対象児ごとの支援記録を作成すること

▶▶専門的支援実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定

▷児童発達支援

限度回数：4回(月利用日数12日未満の場合)、6回(月利用日数12日以上の場合)

▷放課後等デイサービス

限度回数：2回(月利用回数6日未満の場合)、4回(月利用日数6日以上12日未満の場合)、6回(月利用日数12日以上の場合)



(3) 家族支援加算 ※主な対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

▶▶家族支援加算は、障害児の家族(きょうだいを含む)等に対して、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定する

※区分：①居宅を訪問(所要時間1時間以上)、②居宅を訪問(所要時間1時間未満)、③事業所等で対面、④オンライン

▶▶家族支援加算(対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス)

▷家族支援加算(Ⅰ)：入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合

※月4回を限度とし、区分(①、②、③、④)に応じて所定単位は異なります。

▷家族支援加算(Ⅱ)：入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合

※月4回を限度とし、区分(③、④)に応じて所定単位は異なります。

▷保育所等訪問支援等との多機能型事業所において、同一の障害児及びその家族等に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできません。

▶▶家族支援加算(主な対象サービス：保育所等訪問支援)

▷家族支援加算(Ⅰ)：入所児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合

※月2回を限度とし、区分(①、②、③、④)に応じて所定単位は異なります。

▷家族支援加算(Ⅱ)：入所児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合

※月4回を限度とし、区分(③、④)に応じて所定単位は異なります。

▷児童発達支援・放課後等デイサービスとの多機能型事業所において、同一の障害児及びその家族等に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して(Ⅰ)及び(Ⅱ)それぞれ月4回を超えて算定することはできません。

▶▶主な要件等

▷あらかじめ保護者の同意を得たうえ、個別支援計画に位置付け、従業者が計画的に実施する

▷相談援助は30分以上行い、相談内容の要点等を記録する ※障害児が同席していない場合でも算定可能。訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある(家族側の事情による)場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可。

▷グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組とする。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニング等の知識や家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい



(4) 子育てサポート加算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

▶▶子育てサポート加算は、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定する

▶▶主な要件等

- ▷あらかじめ保護者の同意を得たうえ、個別支援計画に位置付け、従業者が計画的に実施する
- ▷障害児の家族等に対して、支援を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、あわせて相談援助等を行い、家族等への支援内容の要点等を記録する
※支援提供時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等を基本とし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席が難しい場合には、マジックミラー越し等により観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない
- ▷複数の障害児及び家族等に対してあわせて相談援助を行う場合、支援可能な体制(従業者1人に対し最大5世帯程度)により実施する
- ▷算定に関しては月4回を限度とし、本加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない

(5) 欠席時対応加算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

▶▶欠席時対応加算は、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定する

▶▶主な要件等

- ▷算定に関しては月4回を限度とする
※重度心身障害児を支援する事業所において定員充足率が80%未満の場合、月8回を限度とする
- ▷利用中止日、中止の連絡を受けた日、障害児の状況、相談援助の内容をサービス提供記録等に記録する
- ▷本加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない



(6) 送迎加算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス

▶▶送迎加算は、車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行った場合に算定する

※重症心身障害児や医療的ケア児の送迎については、体制確保を求めた上でさらなる加算を行うものに算定する。また、送迎加算は、施設基準や区分に応じて所定単位は異なります

▶▶主な要件等

▷送迎内容等(送迎区間：事業所の最寄駅や集合場所)については、個別支援計画に記載するなど、あらかじめ保護者の同意を得ること
※放課後等デイサービスにおいて、学校と事業所間の送迎を行う場合、保護者が就労等により送迎できない、スクールバスでの送迎ができない等、送迎が必要な理由も記録すること

▷重症心身障害児の送迎の加算(所定単位：40単位)については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1人以上が同乗すること

▷医療的ケア児の送迎の加算(所定単位：40単位)については、運転手に加え、看護職員等(喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む)1人以上が同乗すること

※医療的ケア児の送迎の加算について、医療的ケア区分による基本報酬算定事業所以外でも算定可能とし、医療的ケアスコア16点以上の医療的ケア児(中重度医療的ケア児)の送迎にあたっては、医療濃度も踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保すること

▷同一敷地内又は隣接する敷地内での送迎は、重症心身障害児・医療的ケア児の加算も含めた全体の単位数の7割の単位数を算定する



(7) 自己評価等未公表減算 ※対象サービス：児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

- ▶▶自己評価の結果と改善の内容を公表し、公表方法と公表内容を都に届け出ている場合に減算となる。
※自己評価等が未実施の場合においても同様となります。
- ▶▶主な要件等
 - ▷事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、サービスの質の改善を図る
(保育所等訪問支援は訪問先施設評価も実施)
 - ▷自己評価結果と改善の内容について、おおむね1年に1回以上インターネット等により公表する
 - ▷自己評価結果等の公表方法と公表内容を毎年都に届出する
- ▶▶減算範囲
 - ▷届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで → 障害児全員について所定単位の85%に減算
(保育所等訪問支援は令和7年4月1日から減算適用)

主な法令等

▶ 条例

○東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

▶ 解釈通知

○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

▶ その他報酬基準等

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）



最後に

▶ 令和6年度報酬改定の内容について

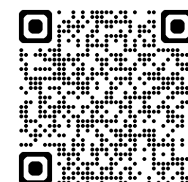
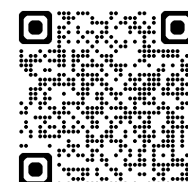
集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HP、こども家庭庁HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

【厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

【こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>



児童通所系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。

